

<p>K 4 4 3 上顎骨形成術</p>	<p>注 抜歯と同時に行う歯槽骨の整形等の費用を含むものとする。</p>		<p>注 4 抜歯と同時に行う歯槽骨の整形等の費用は、所定点数に含まれる。</p>
<p>【注の追加】</p>	<p>(追加)</p>	<p>→</p>	<p>注 1 1 について、上顎骨を複数に分割した場合は、5,000点を所定点数に加算する。</p>
<p>K 4 4 6 顎関節授動術</p> <p>【項目の見直し】</p>	<p>1 徒手の授動術（パンピングを併用した場合） 990点</p> <p>2 顎関節鏡下授動術 7,310点</p> <p>3 開放授動術 22,820点</p>	<p>→</p>	<p>1 徒手の授動術 イ パンピングを併用した場合 990点 ロ 関節腔洗浄療法を併用した場合 2,000点</p> <p>2 顎関節鏡下授動術 8,770点</p> <p>3 開放授動術 25,100点</p>
<p>第 7 款 胸部</p>			
<p>K 5 1 4 肺悪性腫瘍手術</p> <p>【注の見直し】</p>	<p>注 9 については、悪性びまん性胸膜中皮腫に対して実施した場合に限り算定する。</p>	<p>→</p>	<p>注 9 及び10については、悪性びまん性胸膜中皮腫に対して実施した場合に限り算定する。</p>
<p>K 5 2 9 食道悪性腫瘍手術（消化管再建手術を併施するもの）</p> <p>【注の追加】</p>	<p>(追加)</p>	<p>→</p>	<p>注 2 血行再建を併せて行った場合には、3,000点を所定点数に加算する。</p>